

総括表(その1)

独立行政法人の整理合理化案

府 省 名		総 務 省						
法人名	類型名（区分）	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る具体的措置
			廃止	民営化	官民競争入札等の適用	他法人等への移管・一体的実施	その他	
平和祈念事業特別基金	特定事業執行型 (情報発信・展示・普及・助言等型)	・資料の収集、保管及び展示					費用対効果を考慮しつつ、より一層の業務運営の効果的・効率的な実施を図る。	本独立行政法人は、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成18年、法律第119号）に基づき、平成22年9月30日までの間において政令で定める日までに廃止。 廃止までの間においては、引き続き人件費総額の削減及び事務事業が最も効果的かつ効率的に行えるよう、柔軟な組織体制の整備並びに業務内容・業務量に応じた人員配置を図る。
		・調査研究						
		・記録の作成・頒布、講演会等の実施等						
		・書状等の贈呈事業					未処理分については、より効率的な業務運営に努め迅速かつ着実な処理を図る。	
		・特別記念事業等					積極的かつ効果的に事業の周知を図るとともに、迅速かつ着実な事務処理を図る。	

独立行政法人の整理合理化案様式

総括表(その2-)

法人名		平和祈念事業特別基金		府省名		総務省			
沿革		①戦後処理問題懇談会報告の趣旨に沿って、特別基金を創設し、関係者の労苦を慰藉する等の事業を行う、との政府・党合意に基づき、認可法人による平和祈念事業特別基金を設立し、「平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和63年法律第66号)」に基づき、恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者の関係者の労苦を慰藉する等の事業を行うこととされた。 ②特殊法人等改革法に基づく「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)により、平和祈念事業特別基金を解散して独立行政法人平和祈念事業特別基金に事業を承継させること等が定められ、「平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律」(平成14年12月6日法律第133号)に基づき、平成15年10月1日独立行政法人に移行した。 ③与党提出の「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律(平成18年12月22日法律第119号)」が公布されたことにより、基金は平成22年9月30日までに解散することとなった。							
役職員数（監事を除く。）及び職員数 (平成19年1月1日現在)		役員数				職員数（実員）			
		法定数		常勤（実員）					
		2人		2人		0人		19人	
国からの財政支出額の推移 (17～20年度) (単位：百万円)	年度	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度（要求）	
	一般会計	1,010		907		849		824	
	特別会計	－		－		－		－	
	計	1,010		907		849		824	
	うち運営費交付金	1,010		907		849		824	
	うち施設整備費等補助金	－		－		－		－	
	うちその他の補助金等	－		－		－		－	
支出予算額の推移（17～20年度） (単位：百万円)		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度（要求）	
		1,865		1,608		11,255 (特別記念事業の実施に伴う増)		8,159 (特別記念事業の実施に伴う増)	
利益剰余金（又は繰越欠損金の推移） (17・18年度) (単位:百万円)		平成17年度				平成18年度			
		420				433			
		発生要因				認可法人からの承継分(7)、償却原価法による有価証券の評価増分(75)、未収収益(95)、入居ビルの敷金(198)、収益化による利益(11)、運用収入の増収分(35)、絵画等非償却資産(11)、自己資産等(1)			
見直し案		入居ビルの敷金や未収収益が主なものであり、見直しになじまない。							
運営費交付金債務残高(17・18年度) (単位：百万円)		平成17年度				平成18年度			
		338				382			
行政サービス実施コストの推移（17～20年度） (単位：百万円)		平成17年度		平成18年度		平成19年度（見込み）		平成20年度（見込み）	
		1,613		1,560		11,063 (特別記念事業の実施に伴う増)		8,030 (特別記念事業の実施に伴う増)	
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額（単位：百万円）		業務・事務を効果的かつ効率的に行うことにより、引き続き業務経費の削減を図る。また、特別記念事業については、平成21年3月31日の受付終了に伴い、行政サービス実施コストは基金廃止までの間に暫減する予定。							
中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）		経費総額については、認可法人時代の平成14事業年度に対する中期目標期間における最終事業年度の割合を85%以下とするとの中期目標を既に達成し、平成18事業年度において19.1%削減したものとなっている。							

総括表(その2-2)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		-	-	-	-
	所在地		-	-	-	-
	職員数		-	-	-	-
	支部・事業所等で行う事務・事業名		-	-	-	-
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)	-	-	-	-
		支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)	-	-	-	-

1. 横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し
＜事務・事業関係＞

該当類型		特定事業執行型 (情報発信・展示・普及・助言等型)	特定事業執行型 (情報発信・展示・普及・助言等型)	特定事業執行型 (情報発信・展示・普及・助言等型)	特定事業執行型 (情報発信・展示・普及・助言等型)
事務・事業名		[資料の収集、保管及び展示]	[調査研究]	[記録の作成・頒布、講演会等の実施等]	[書状等の贈呈事業]
事務・事業の概要		・恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者(以下「関係者」という。)の労苦に関する資料(以下「関係資料」という。)の幅広い収集 ・保有している関係資料について、体系的な整理及び適切な環境での保管等 ・関係者の労苦をより多くの国民の理解を深めるため、平和祈念展示資料館での展示及び全国各地における展示会等の開催等	・関係者の労苦についての調査研究を計画的に進め、その実態の把握 ・外国に所在する関係資料の調査	・調査研究の成果等を有効に活用するため、これらの整理・電子データ化を進め、総合的な管理システムの構築等 ・関係者の労苦をより多くの国民の理解を深めるため、「平和の礎」等の出版、全国各地において、講演会等を実施 ・関係者が体験した労苦を伝えることができるよう、いわゆる「語り部」を育成 ・慰霊事業の開催等に対する助成	・関係者に対し書状等を贈呈
事務・事業に係る20年度予算要求額(百万円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)(千円)	823,614の内数 (△25,473の内数)	823,614の内数 (△25,473の内数)	823,614の内数 (△25,473の内数)	823,614の内数 (△25,473の内数)
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)(百万円)	342(△95)	56(△7)	194(△27)	222(△72)
事務・事業に係る定員(19年度)		20名(平成19年度末の常勤役職員数の予定)			
①	民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体のコスト、人員等)	関係者の労苦について国民の理解を深め、後世に継承する事業を実施している民間の主体は把握していない。	関係者の労苦について国民の理解を深め、後世に継承する事業を実施している民間の主体は把握していない。	関係者の労苦について国民の理解を深め、後世に継承する事業を実施している民間の主体は把握していない。	関係者に対し慰藉の念を示す事業を実施している民間の主体は把握していない。
	廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響	戦後60年以上を経過し関係者も高齢するとともに、戦後生まれの世代が多数を占め、戦争体験者の記憶が薄れていく中、経年による資料の散逸・劣化が懸念され、今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ永遠の平和を祈念する場がなくなり、関係者の労苦について国民の理解を深め、後世に引き継いでいくことができなくなる。 なお、資料等の記録・保存については、平成17年8月4日付政府・与党了解事項及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法案の国会審議において、基金廃止後に国において措置を講じることとされている。	戦後60年以上を経過し関係者も高齢するとともに、戦後生まれの世代が多数を占め、戦争体験者の記憶が薄れていく中、経年による資料の散逸・劣化が懸念され、今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ永遠の平和を祈念する場がなくなり、関係者の労苦について国民の理解を深め、後世に引き継いでいくことができなくなる。 なお、資料等の記録・保存については、平成17年8月5日付政府・与党了解事項及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法案の国会審議において、基金廃止後に国において措置を講じることとされている。	戦後60年以上を経過し関係者も高齢するとともに、戦後生まれの世代が多数を占め、戦争体験者の記憶が薄れていく中、経年による資料の散逸・劣化が懸念され、今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ永遠の平和を祈念する場がなくなり、関係者の労苦について国民の理解を深め、後世に引き継いでいくことができなくなる。 なお、資料等の記録・保存については、平成17年8月6日付政府・与党了解事項及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法案の国会審議において、基金廃止後に国において措置を講じることとされている。	申請の受付を終了。
	事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	主要業務	主要業務	主要業務	主要業務
	事業開始からの継続年数	19年	19年	19年	19年
③	これまでの見直し内容	平成15年10月、認可法人から独立行政法人へ移行	平成15年10月、認可法人から独立行政法人へ移行	平成15年10月、認可法人から独立行政法人へ移行	平成15年10月、認可法人から独立行政法人へ移行

(1)
事務・事業
のゼロベース
での見直し

④	国の重点施策との整合性	昭和50年代に入り、関係者から種々の強い要望が出されたこと等から民間有識者による戦後処理問題懇談会が設置され、この審議の結果「関係者に対し衷心から慰藉の念を示すことが必要である」との提言を受け、政府として平和祈念事業特別基金を設立し、関係者に対し慰藉の念を示す事業を推進しているところである。 資料等の記録・保存については、平成17年8月4日付政府・与党了解事項及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法案の国会審議において、基金廃止後に国において措置を講じることとされている。	昭和50年代に入り、関係者から種々の強い要望が出されたこと等から民間有識者による戦後処理問題懇談会が設置され、この審議の結果「関係者に対し衷心から慰藉の念を示すことが必要である」との提言を受け、政府として平和祈念事業特別基金を設立し、関係者に対し慰藉の念を示す事業を推進しているところである。 資料等の記録・保存については、平成17年8月5日付政府・与党了解事項及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法案の国会審議において、基金廃止後に国において措置を講じることとされている。	昭和50年代に入り、関係者から種々の強い要望が出されたこと等から民間有識者による戦後処理問題懇談会が設置され、この審議の結果「関係者に対し衷心から慰藉の念を示すことが必要である」との提言を受け、政府として平和祈念事業特別基金を設立し、関係者に対し慰藉の念を示す事業を推進しているところである。 資料等の記録・保存については、平成17年8月6日付政府・与党了解事項及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法案の国会審議において、基金廃止後に国において措置を講じることとされている。	昭和50年代に入り、関係者から種々の強い要望が出されたこと等から民間有識者による戦後処理問題懇談会が設置され、この審議の結果「関係者に対し衷心から慰藉の念を示すことが必要である」との提言を受け、政府として平和祈念事業特別基金を設立し、関係者に対し慰藉の念を示す事業を推進しているところである。
①	受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)	基金は、今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、いわゆる関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し、慰藉の念を示す事業を行っているものであり受益者は関係者を含む国民全般であり、これに伴う負担は国及び基金である。	基金は、今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、いわゆる関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し、慰藉の念を示す事業を行っているものであり受益者は関係者を含む国民全般であり、これに伴う負担は国及び基金である。	基金は、今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、いわゆる関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し、慰藉の念を示す事業を行っているものであり受益者は関係者を含む国民全般であり、これに伴う負担は国及び基金である。	基金は、今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、いわゆる関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し、慰藉の念を示す事業を行っているものであり受益者は関係者であり、これに伴う負担は国及び基金である。
	財政支出への依存度 (国費／事業費) (百万円)	国費：824の内数/事業費：342	国費：824の内数/事業費：56	国費：824の内数/事業費：194	国費：824の内数/事業費：222
②	これまでの指摘に対応する措置	19年度が1回目の中期目標期間の最終年度である。	19年度が1回目の中期目標期間の最終年度である。	19年度が1回目の中期目標期間の最終年度である。	19年度が1回目の中期目標期間の最終年度である。
③	諸外国における公的主体による実施状況	米国、英国、仏国、伊国、大韓民国等において、いずれも政府により運営されている。	米国、英国、仏国、伊国、大韓民国等において、いずれも政府により運営されている。	関係者に対し慰藉の念を示す事業を実施している諸外国における公的主体は把握していない。	関係者に対し慰藉の念を示す事業を実施している諸外国における公的主体は把握していない。
④	財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)	関係者に対し慰藉の念を示すという目的を達成するため、資料の収集については、あらゆる機会を捉えてこれまで法人が継続して実施してきた措置が有効に機能した結果、各事業年度において、目標を達成しており、十分な成果を上げている。展示資料館の入館者数については、平成15年10月から18年度末までで163,227人であり、18年度までの中期目標の152,000人を約7%以上上回っており、目標を達成するなど評価委員会より“AA”評価を得ている。	これまでカザフスタン共和国で戦後強制抑留関係の資料が存在しないとされていたものが、存在を確認するとともに、旧ソ連時代の重要な文書入手したことなどから評価委員会より“AA”評価を得ている。	関係者の労苦を後世に語り継ぐための業務としての実績が目標を大幅に上回って達成したことから評価委員会の“AA”評価を得ている。	戦後60年余りが経過し、関係者の高齢化が進むとともに、年々確認作業が困難化する中、関係者に対し慰藉の念を示すという目的を達成するため、迅速かつ着実な処理を進めており、有効な施策として認められたことから評価委員会より“A”評価を得ている。

	事務・事業が真に不可欠かどうかの評価	戦後60年以上を経過し、関係者も高齢化している上、経年による資料の散逸・劣化が懸念される中、基金の目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは当該目的を達成するために有効な手段である。その事務・事業の廃止は、戦後生まれの世代が多数を占め、戦争体験者の記憶が薄れていく中、今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ永遠の平和を祈念する機会や場がなくなり、関係者の労苦について国民の理解を深め、後世に引き継ぎしていくという法人の目的が困難となる。これらのことから法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことは、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、必要不可欠な施策である。	労苦の実態把握については、関係者の労苦を後世に継承するという基金の目的に照らし、非常に有意義と認められるものであるが、戦後60年以上を経過し、関係者も高齢化している上、経年による資料の散逸・劣化が懸念されており、関係者の労苦について後世に継承するための資料の収集が年々困難となってきた現在、これまで以上に積極的に実施する必要がある。 外国資料の調査については、外交上の問題や経年による資料の散逸、劣化等が懸念される中、関係者の労苦を後世に継承するため、さらに実施することが必要である。	記録の作成及び頒布、講演会その他の催しを実施して、関係者の労苦を広く周知することは、国民の理解を深め、労苦を後世に承継するとの基金の目的に照らして、必要不可欠な施策である。 また、語り部を育成して、展示資料館への来館者や関東周辺の小学校児童等に対し、体験者自らが直接生の声でその労苦や平和の尊さについて語りかけることにより、その理解を深めようとすることは必要な施策である。 催し等への助成については、関係団体が実施する慰霊事業を円滑に推進するためのものであり、関係者に対し慰藉の念を示すとの法人の目的に照らして、必要な施策と認められる。 これらの事務・事業の廃止は、戦後60年以上を経過し、戦後生まれの世代が多数を占め、戦争体験者の記憶が薄れていく中、関係者の労苦を後世に語り継ぐことや、今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ永遠の平和を祈念することを広く国民に周知し、平和の重要性について広く理解を得ることが困難となるため、これらの事務・事業は必要不可欠な施策である。	基金廃止法の成立により、本事業の申請受付は平成19年3月末をもって終了しているが、相当数の未処理の請求については、より一層効率的な業務運営を行い着実かつ迅速な処理が不可欠である。
--	--------------------	--	--	---	--

事務・事業の見直し案（具体的措置）		基金が平成22年9月末までに廃止され、その後は国において措置を講ずることとされていることを見据えて、費用対効果を考慮するなど、より一層の業務運営の効率化を図りつつ、収集方法、保管方法などについて検討する。	基金が平成22年9月末までに廃止され、その後は国において資料等の記録・保存について措置を講ずることとされていることを踏まえ、より一層効果的かつ効果的に実施することを念頭に、基金廃止までの残された期間内でどこまで行いうかを検討しつつ行うこととする。	記録の作成及び頒布については、関係者の労苦を後世に継承するために非常に有効かつ有意義と認められるものであることから、関係者が高齢化していることなどを踏まえ、その健康状態等にも配慮しつつ引き続き実施する。 講演会等の実施については、関係者の労苦を後世に継承するために有効かつ有意義と認められることから引き続き実施する。なお、実施に当たっては平和祈念展示資料館や類似の催し等との有機的な連携を視野に置きながら、会場の制約、費用やその効果等を考慮し、より一層効果的な業務運営を図る。 語り部の育成については、資料館の展示に説得力をもたせたり、児童・生徒に関係者の労苦や平和の尊さについて伝える上で、有効かつ効果的と認められることから、引き続き費用の削減に努めるなど、より一層効果的かつ効果的な業務運営を図る。 催し等への助成については、関係者の労苦を後世に継承する上で有効と認められることから、関係団体の動向も注視しつつ、引き続き実施する。	基金廃止法の成立により、本事業の申請受付は平成19年3月末をもって終了しており、贈呈事務を終えた時点で廃止する。
		行政サービス実施コストに与える影響（改善に資する事項）	業務・事務を効果的かつ効果的に行うことにより、引き続き業務経費の削減を図る。	業務・事務を効果的かつ効果的に行うことにより、引き続き業務経費の削減を図る。	贈呈事業が終了した時点で廃止
		理由	—	—	—
(2) 事務・事業の 民営化の検討	民営化の可否		否	否	否
	可	事業性の有無とその理由	—	—	—
		民営化を前提とした規制の可能性・内容	—	—	—
		民営化に向けた措置	—	—	—
		民営化の時期	—	—	—
	否	民営化しない理由	基金の目的である「今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」事業は民営化になじまない。	基金の目的である「今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」事業は民営化になじまない。	基金の目的である「今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」事業は民営化になじまない。
			基金の目的である「今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」事業は民営化になじまない。	基金の目的である「今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」事業は民営化になじまない。	基金の目的である「今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」事業は民営化になじまない。

(3) 官民競争入札 等の積極的な 適用	該当する対象事業		a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他	
	今後の 対応	官民競争入札等の実施の可否	否	否	否	否	
		可	入札種別（官民競争／民間競争）	—	—	—	—
			入札実施予定時期	—	—	—	—
			事業開始予定時期	—	—	—	—
			契約期間	—	—	—	—
	否	導入しない理由	既に可能なものから積極的に外部委託を実施しており、事務・事業の効率的な適用に努めている。	既に可能なものから積極的に外部委託を実施しており、事務・事業の効率的な適用に努めている。	既に可能なものから積極的に外部委託を実施しており、事務・事業の効率的な適用に努めている。	基金廃止法の成立により、本事業の申請受付は平成19年3月末をもって終了しているため。	

(4) 他の法人への 移管・一体的 実施	対象となる事務・事業の内容		無	無	無	無
	移管	移管の可否		否	否	否
		可	移管先	—	—	—
			内容	—	—	—
			理由	—	—	—
		否	移管しない理由	「今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」事業を行っている法人がない。	「今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」事業を行っている法人がない。	「今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」事業を行っている法人がない。
	一体的実施	一体的実施の可否		否	否	否
		可	一体的に実施する法人等	—	—	—
			内容	—	—	—
			理由	—	—	—
		否	一体的実施を行わない理由	「今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」事業を行っている法人がない。	「今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」事業を行っている法人がない。	「今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」事業を行っている法人がない。
						基金廃止法の成立により、本事業の申請受付は平成19年3月末をもって終了しているため。

Ⅰ. 横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し
＜事務・事業関係＞

該当類型		特定事業執行型（情報発信・展示・普及・助言等型）	特定事業執行型（情報発信・展示・普及・助言等型）	特定事業執行型（情報発信・展示・普及・助言等型）	
事務・事業名		[特別記念事業等]	[その他の重点事項] ・効果的な広報 ・ホームページの充実 ・地方公共団体との連携強化 ・関係資料館とのネットワーク化 ・外国の関係機関との関係強化	[その他業務運営に関する重要事項] ・環境に配慮した業務運営 ・危機管理体制の整備 ・職場環境の形成	
事務・事業の概要		・「関係者」本人に対して慰労品を贈呈 ・慰霊碑の建立	・関係者の労苦に対する国民の理解の促進、関係者への事業内容の周知等に必要 な広報を効果的に実施 ・ホームページの内容の充実 ・地方公共団体との緊密な連携の確保 ・全国の関係資料館とのネットワーク化を 推進 ・外国の関係機関との関係の強化	・環境保全の観点から、環境に与える影 響に配慮した業務運営 ・常設の展示資料館における危機対応マ ニュアルを作成する等危機管理体制の整 備 ・メンタルヘルス、人権等への適切な対 応、女性に配慮した職場環境の形成	
事務・事業に 係る20年度予 算要求額	国からの財政支出 （対19年度当初予算増減額）	0	－	－	
	支出予算額 （対19年度当初予算増減額）（百万円）	6,840（△3,006）	－	－	
事務・事業に係る定員（19年度）		20名（平成19年度末の常勤役職員数の予定）			
	①	民間主体による実施状況 （同種の事業を行う民間主体のｺｽﾄ、人員等）	関係者に対し慰藉の念を示す事業を実 施している民間の主体は把握していない。	－	－
		廃止すると生じる問題の内容、 程度、国民生活への影響	平成17年8月4日付政府・与党了解事項 及び独立行政法人平和祈念事業特別基 金等に関する法律の廃止等に関する法案 の国会審議を踏まえ、同基金廃止法の成 立に伴って平成19年4月から開始した事業 であり、関係者に対する新たな慰藉事業と して、迅速かつ着実に実施する必要があ る。 なお、特別記念事業の受付は平成21年 3月31日までとしている。	関係者に慰藉の念を示し、後世に伝える という基金の目的を達成するためには、必 要不可欠である	環境に配慮した業務運営、危機管理体 制の整備及び適切な職場環境の形成は、 基金の業務運営に必要不可欠なものであ る。
	②	事務・事業の位置づけ （主要な事務・事業との関連）	主要業務	その他（事務管理部内）	その他（事務管理部内）
	③	事業開始からの継続年数	0年	19年	19年
		これまでの見直し内容	平成17年8月4日付政府・与党了解事項及 び独立行政法人平和祈念事業特別基金 等に関する法律の廃止等に関する法案の 国会審議を踏まえ、同基金廃止法の成立 に伴って平成19年4月から事業開始。	平成15年10月、認可法人から独立行政 法人へ移行。	平成15年10月、認可法人から独立行政 法人へ移行。

(1) 事務・事業 のゼロベース での見直し	④	国の重点施策との整合性	昭和50年代に入り、関係者から種々の強い要望が出されたこと等から民間有識者による戦後処理問題懇談会が設置され、この審議の結果「関係者に対し衷心から慰藉の念を示すことが必要である」との提言を受け、政府として平和祈念事業特別基金を設立し、関係者に対し慰藉の念を示す事業を推進しているところである。 資料等の記録・保存については、平成17年8月4日付政府・与党了解事項及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法案の国会審議において、基金廃止後に国において措置を講じることとされている。	—	—	
	①	受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)	基金は、今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、いわゆる関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し、慰藉の念を示す事業を行っているものであり受益者は関係者であり、これに伴う負担は国及び基金である。	—	—	
		財政支出への依存度 (国費／事業費) (百万円)	事業費: 6,840	—	—	
	②	これまでの指摘に対応する措置	平成19年度が1回目の中期目標期間の最終年度である。	平成19年度が1回目の中期目標期間の最終年度である。	平成19年度が1回目の中期目標期間の最終年度である。	
	③	諸外国における公的主体による実施状況	関係者に対し慰藉の念を示す事業を実施している諸外国における公的主体は把握していない。	—	—	
	④	財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)	平成19年4月から実施のため、把握していない。	低コストの広報媒体である自治体広報誌の活用したこと、ホームページのアクセス目標値を大きく上回ったこと、地方組織を有しない当基金が特別記念事業、地方展示会の開催などが円滑に行えたこと、などから評価委員会の“A”評価を得ている。	基金が対外的に環境保全の取組を表明したこと、外部で実施する研修に職員を参加させたことなどから評価委員会の“A”評価を得ている。	
	事務・事業が真に不可欠かどうかの評価		平成17年7月4日付政府・与党了解事項及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法案の国会審議を踏まえ、同基金廃止法の成立に伴って平成19年4月から新たに開始された事業であり、多くの関係者に慰労の品を贈呈できるよう積極的かつ効果的にその周知徹底に努めるとともに、請求後早期に慰労の品が申請人の手元に届くよう迅速かつ着実な事務処理が不可欠である。	効果的な広報、ホームページの充実、地方公共団体との連携強化、関係資料館のネットワーク化は、いずれも基金が活動あるいは事業を推進していく上で有効かつ必要な施策であり、相互の理解及び協力関係の構築に努めるよう、今後とも一層の推進を図る必要がある。	環境に配慮した業務運営、危機管理体制の整備、職場環境の形成効果的な広報は、いずれも基金が活動あるいは事業を遂行していく上で有効かつ必要な施策であり、今後とも一層の推進を図る必要がある。	

事務・事業の見直し案（具体的措置）			平成17年7月4日付政府・与党了解事項及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法案の国会審議を踏まえ、同基金廃止法の成立に伴って平成19年4月から新たに開始された事業であり、多くの関係者に慰労の品を贈呈できるよう積極的かつ効果的にその周知徹底に努めるとともに、請求後早期に慰労の品が申請人の手元に届くよう迅速かつ着実な事務処理を図る。	効果的な広報、ホームページの充実、地方公共団体との連携強化、関係資料館のネットワーク化は、いずれも基金が活動あるいは事業を推進していく上で有効かつ必要な施策であり、相互の理解及び協力関係の構築に努めるよう、今後とも一層の推進を図る。	環境に配慮した業務運営、危機管理体制の整備、職場環境の形成効果的な広報は、いずれも基金が活動あるいは事業を遂行していく上で有効かつ必要な施策であり、今後とも一層の推進を図る。	
			行政サービス実施コストに与える影響（改善に資する事項）	業務・事務を効果的かつ効率的に行うことにより、引き続き業務経費の削減を図る。	—	
			理由	—	—	
(2) 事務・事業の 民営化の検討	民営化の可否		否	否	否	
	可	事業性の有無とその理由	—	—	—	
		民営化を前提とした規制の可能性・内容	—	—	—	
		民営化に向けた措置	—	—	—	
		民営化の時期	—	—	—	
	否	民営化しない理由	基金の目的である「今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」事業は民営化になじまない。	基金の目的である「今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」事業は民営化になじまない。	基金の目的である「今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」事業は民営化になじまない。	
(3) 官民競争入札 等の積極的な 適用	該当する対象事業		a施設の管理・運営,b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、 h その他	a施設の管理・運営,b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、 h その他	a施設の管理・運営,b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、 h その他	a施設の管理・運営,b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他
	今後の 対応	官民競争入札等の実施の可否	否	否	否	
		可	入札種別（官民競争／民間競争）	—	—	
			入札実施予定時期	—	—	
			事業開始予定時期	—	—	
			契約期間	—	—	
	否	導入しない理由	贈呈に当たって軍歴等の審査等を実施する必要があり、専門知識が必要なため。	事務管理部門であるため	事務管理部門であるため	

(4) 他の法人への 移管・一体的 実施	対象となる事務・事業の内容		無	無	無		
	移管	移管の可否		否	否	否	
		可	移管先	—	—	—	
			内容	—	—	—	
			理由	—	—	—	
		否	移管しない理由	「今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」事業を行っている法人がない	事務管理部門であるため	事務管理部門であるため	
	一体的実施	一体的実施の可否		否	否	否	
		可	一体的に実施する法人等	—	—	—	
			内容	—	—	—	
			理由	—	—	—	
		否	一体的実施を行わない理由	「今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」事業を行っている法人がない	事務管理部門であるため	事務管理部門であるため	

<組織関係>

(5) 特定独立 行政法人関係	非公務員化の可否		否
	理由		非特定独立行政法人であるため
(6) 組織面の見直 し	見直し案 (廃止、民営化、体制の再編・整備等)		人件費総額の削減及び事務事業の見直しに対応し、業務が最も効果的・効率的に行えるよう、柔軟な組織体制の整備及び業務内容・業務量に応じた人員配置を行う。
	理由		廃止法の成立に伴い、小規模な組織の中で業務量の大幅な増加が見込まれる上で、人件費の削減及び業務経費の削減を図るために組織等の整備及び弾力的な人員配置が必要なため。

2. 運営の徹底した効率化

(1) 可能な限りの 効率化の徹底	①給与水準、人件費の情報公開の状況		役職員の給与等の水準については、「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」(平成14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定)等に基づき、ホームページへの掲載等により情報を公開。 人件費については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第30条第5項、第31条第1項及び第38条第4項の規定に基づき、中期計画予算、年度計画予算、財務諸表及び決算報告書を一般の閲覧に供しているほか、ホームページ等への掲載等により情報を公開。			
	役職員の給与等の対国家公務員指数 (在職地域・学歴構成、在職地域・学歴構成によるラスパイレース指数)		在職地域 101.3 学歴構成 117.0 在職地域・学歴構成 106.9			
	人件費総額の削減状況		平成18年度は、基金廃止法案が国会で審議・議決されたことに伴う関連事務あるいは新規事業に備えるための新たな事務が発生したこと等により、平成17年度に比べ2.1%の増となった。			
	②一般管理費、業務費等	現状(平成19年4月1日現在)	業務経費においては、認可法人時代の平成14年度に対し、平成18年度末において80.9%となっている。			
		効率化目標の設定の内容・設定時期	業務経費については、中期目標等において、「基金の前進である認可法人平和祈念事業特別基金の平成14事業年度に対する中期目標の期間における最終事業年度の割合を85%以下とする」と定めている。			
	③民間委託による経費節減の取組内容		可能な限り積極的に外部委託を行っている。			
	④情報通信技術による業務運営の効率化の状況		基金内職員への事務連絡等の文書は、メールを使用し迅速化を図っている。			
(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開	情報公開の現状		随意契約については、平成18年7月から、契約相手方、契約金額、随意契約理由等をホームページで公表している。			
	見直しの方向		引き続き情報公開に努める。			
	関連法人	名称	(財) 全国強制抑留者協会	(社) 元軍人軍属短期在職者協力協会	(社) 引揚者団体全国連合会	合計
		契約額(百万円)	120	50	7	178
		うち随意契約額(%)	100.0	100.0	100.0	100.0
		当該法人への再就職者(役員の氏名及び当該役員の独立行政法人における最終職名)	無	無	無	—
	関連法人以外の団体	名称	別紙参照	別紙参照	別紙参照	合計
		契約額(百万円)				1,059(100万円以上の契約)
		うち随意契約額(%)				

	契約締結先	当該法人への再就職者（随契約の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数）				無
(3) 随意契約の見直し	別紙2「独立行政法人における随意契約の見直しについて（依頼）」（平成19年8月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡）に記載					
(4) 保有資産の見直し	保有していない					

3. 自主性・自律性確保

(1) 中期目標の明確化	現状	ホームページにて公開している。また、行政改革の重要方針（17. 12. 24閣議決定）に基づく総人件費削減の取組や基金廃止法成立に伴う特別記念事業の実施についてもその都度中期目標を変更している。
	今後の取組方針	中期目標の変更を要する必要が生じた都度、迅速かつ適切に処理を行い、あわせてホームページで公表する。
(2) 国民による意見の活用	現状	展示資料館及び講演会等の各種イベントへの来館者に対してアンケートを実施し、事務・事業の改善に資している。
	今後の取組方針	これまで実施してきた展示資料館及び講演会等の各種イベント等でのアンケートの回収率を高めるとともに、基金解散まで2年6月という短い期間ではあるが、あらゆる機会をとらえ、国民の意見を拾い上げるよう努める。
(3) 業務運営の体制整備	現状（内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況）	危機対応マニュアル、メンタルヘルス等相談窓口を設置するとともに、法令遵守や倫理の確立、基金職員として資質を高めるため自己研鑽に繋がる研修を実施。
	今後の取組方針	引き続き職員の意識を高めるべく必要な研修を実施
(4) 管理会計を活用した運営の自立化・効率化・透明化	管理会計の活用状況とその効果	セグメントを活用した予算の執行管理を行っている
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況	セグメントを活用した予算の執行管理を行っている
	今後の取組方針	引き続き実施

(5) 自己収入の 増大等による 財源措置	自己収入の内容（平成18年度実績）		財源	金額
	共同研究資金		—	—
	利用料		—	—
	寄付金		—	—
	知的財産権		—	—
	その他		資本金の運用収入	844百万円
	計			844百万円
	見直し案		基金解散まで最長2年6月であり短期債券で運用せざるを得ないが、経済新聞や証券会社等からの金融情報を活用して可能な限り高水準の利回りを得よう努める。	
(6) 情報公開の取組状況		最近改善した例	国内向けのホームページに加え、海外に向けて情報発信すべく英語版のホームページを作成。	
		今後改善を予定している点	著作権等の法的問題を解消しつつ、基金が保有する各種資料や調査結果等の公開を進める。また、海外向けのホームページを充実・強化していく。	
その他				

関連法人以外の契約締結先 (平成18年度)

別紙
(単位:百万円)

名 称	契約額	随意契約の割合	再就職者
新宿住友ビル管理(株)	226	100.0	無
(株)東急エージェンシー	190	0.7	無
(株)松坂屋法人外商統括部	91	100.0	無
(株)名鉄エージェンシー	84	42.7	無
北海道知事 外46名	61	100.0	無
(財)日本広報センター	59	100.0	無
(株)京成エージェンシー	50	—	無
NECネクサソリューションズ(株)	43	100.0	無
(株)西武百貨店	30	100.0	無
(株)オリコム	25	100.0	無
(株)朝日広告社	20	—	無
(株)シェイティビー	17	100.0	無
NECリース(株)	16	100.0	無
(株)アイザワビルサービス	15	100.0	無
(独)造幣局	15	100.0	無
オスカー・ジャパン(株)	13	100.0	無
(株)イシカワコーポレーション	13	—	無
(株)読売エージェンシー	12	—	無
A.セーリング(株)	11	100.0	無
カトーレック(株)	10	100.0	無
(株)毎日イーウィアール・システム	8	100.0	無
富士セロックス(株)	5	100.0	無
(株)文溪堂	5	100.0	無
シンソー印刷(株)	5	—	無
西武運輸(株)	5	100.0	無
新日本監査法人	5	100.0	無
東京都個人タクシー共同組合	4	100.0	無
(社)時事画報社	3	—	無
(株)富士保安警備	3	—	無
(株)新灯印刷	3	100.0	無
日本通運(株)池袋支店	2	100.0	無
(独)国立印刷局	2	100.0	無
東京官書普及(株)	2	100.0	無
(株)大巧	2	100.0	無
環境リサーチ(株)	2	100.0	無
凸版印刷(株)	1	100.0	無
(株)ヒートアンドティートロサワ	1	100.0	無
(株)教育学苑	1	100.0	無
東京四社営業委員会	1	100.0	無
(有)紙資料修復工房	1	100.0	無
関連法人以外	1,059		
うち随意契約	718	67.8	

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人平和祈念事業特別基金 =平成22年9月30日までの間において政令で定める日までに 廃止=		府省名	総務省
(情報発信・展示・普及・助言等型)				
事務・事業の名称		【資料の収集、保管及び展示】		
事務・事業の内容		・恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者（以下「関係者」という。）の労苦に関する資料（以下「関係資料」という。）の幅広い収集 ・保有している関係資料について、体系的な整理及び適切な環境での保管等 ・関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうため、平和祈念展示資料館での展示及び全国各地における、展示会等の開催等		
国からの財政支出額		823,614の内数	支出予算額	341,875
対19年度当初予算増減額		△25,473の内数	対19年度当初予算増減額	▲ 94,732
官民競争 入札等 (①)	検討	既に可能なものから外部委託を積極的に実施しており、事業の効率的・効果的な実施に努めている。		
	理由	—		
受益者特 定 (②)	受益者特定及び対 価収受の可否	対価収受：無(「今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」事業であるため)		
	受益者負担金 (算定方法、総 計)	—		
	運営コスト (内訳、総計)	—		
	受益者負担金－運 営コスト	—		
	見直し案	—		
他の法人 との一体 的实施 (③)	一体的に実施する 法人等	無		
	内容	—		
	理由	—		
法人内 での一体 的实施 (③)	同様の事務事業を 実施している施設	無		
	一体的実施の可否	—		
	内容	—		

	理由	—
事業効果 (事前、事後) (⑤)	実施状況	【資料の収集】 あらゆる機会を捉えてこれまで法人が継続して実施してきた措置が有効に機能した結果、平成15年度後期448件、平成16年度727件、平成17年度682件、平成18年度838件の関係資料が収集でき、中期目標・計画において設定された各事業年度500件（平成15年度は250件）程度の目標は平成19年度においても達成できる見込みであり、十分な成果を上げている。 また、外国の政府等が保有する関係資料の調査結果に基づき、ロシア国立軍事公文書館、カザフスタン共和国内の国立公文書館等において、抑留映像、個別の収容所等に関する資料、当時の日本人への情報を伝える新聞など貴重な外国資料を入手することができた。 【資料の保管】 各年度に収集した全ての関係資料について、来歴等を記入したカルテを作成するとともに、関係資料の保管方法を適宜見直しし、劣化を防止するとともに体系的かつ機能的な保管を行うことにより収納スペースの確保及び出し入れの利便性を確保している。また、関係資料の電子データ化については、平成18年度末までに累計28,506件を総合データベースシステムに入力を行うことができ、中期目標期間中に3万点以上の電子データ化を実施するとの目標は達成できる見込みである。 【資料の展示】 平和祈念展示資料館を適正に管理・運営し、また、特別企画展、平和祈念展、地方展示会などの催事を着実に実施するとともに、これらの入場者等がどのようなニーズを持っているのかを把握するためアンケートを実施し、その後における展示資料館の運営や催事の充実に有効に役立てている。また、基金が所有する関係資料を基金以外の者が実施する展示会等に積極的に貸し出すことにより、関係資料の有効活用と基金の実施している業務の理解の広がりが図られた。 なお、展示資料館の入館者数については、平成15年10月から18年度末までで163,227人であり、18年度までの中期目標の152,000人を約7%以上上回っており、目標を達成することができている。 また、基金の廃止を見据えて保有する資料の保存方法等について、適正かつ慎重に検討する。
	見直し案	関係資料の収集・保管・展示について、費用対効果を考慮し、より一層の業務運営の効果的かつ効率的な実施を図り、基金の廃止を見据えて保有する資料の保存方法等について適正かつ慎重に検討する。
	公表状況・公表方法	業務の実績に関する評価調書をホームページ等により公表している。
	見直し案	引き続き、評価調書等をホームページ等により公表するなど、情報公開を徹底する。

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人平和祈念事業特別基金 ＝平成22年9月30日までの間において政令で定める日までに 廃止＝		府省名	総務省
(情報発信・展示・普及・助言等型)				
事務・事業の名称		【調査研究】		
事務・事業の内容		・関係者の労苦についての調査研究を計画的に進め、その実態の把握 ・外国に所在する関係資料の調査		
国からの財政支出額		823,614の内数	支出予算額	55,836
対19年度当初予算増減額		△25,473の内数	対19年度当初予算増減額	▲ 7,137
官民競争 入札等 (①)	検討	既に可能なものから外部委託を積極的に実施しており、事業の効率的・効果的な実施に努めている。		
	理由	—		
受益者特 定 (②)	受益者特定及び対 価収受の可否	対価収受：無(「今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」事業であるため)		
	受益者負担金 (算定方法、総 計)	—		
	運営コスト (内訳、総計)	—		
	受益者負担金－運 営コスト	—		
	見直し案	—		
他の法人 との一体 的实施 (③)	一体的に実施する 法人等	無		
	内容	—		
	理由	—		
法人内での一体的 实施 (③)	同様の事務事業を 実施している施設	無		
	一体的実施の可否	—		
	内容	—		
	理由	—		

事業効果 (事前、 事後) (⑤)	実施状況	【労苦の実態把握】 関係者の高齢化が進展し、採録が年々困難となっている中、関係団体に対し、体験者それぞれの労苦について手記または聞き取りによる労苦採録の委託を行うとともに、各種歴史書籍等との照合を行い、史実との整合性、客観性の担保等に努め、毎年度『平和の礎』として刊行する事業を継続している。これらは、年月の経過により当時の状況が失われていく中で、関係者の労苦の幅広い実情把握にとって意義が深いものと認められる。 【外国調査の実施】 「外国資料収集等委員会」を組織し、日本国内だけでなく外国の政府等が保有する記録映画・フィルム、新聞書籍等の戦後強制抑留関係資料の所在調査を積極的に行ったことにより、貴重な関係資料の存在の確認及び入手等につながっている。
	見直し案	労苦の実態把握については、関係者が高齢化していることなどを踏まえ、その健康状態等にも配慮しつつ、早急に引き続き実施する必要がある。 外国資料の調査については、外交上の問題や経年による資料の散逸、劣化等が懸念される中、関係者の労苦を後世に継承するため、実施することが必要である。 なお、これら調査研究の実施にあたっては、費用対効果を考慮し、より一層の業務運営の効果的かつ効率的な実施を図り、基金廃止までの残された期間内でどこまで行いうかを検討しつつ行う必要がある。
	公表状況・公表方法	業務の実績に関する評価調書をホームページ等により公表している。
	見直し案	引き続き、評価調書等をホームページ等により公表するなど、情報公開を徹底する。

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人平和祈念事業特別基金 ＝平成22年9月30日までの間において政令で定める日までに 廃止＝		府省名	総務省
(情報発信・展示・普及・助言等型)				
事務・事業の名称		【記録の作成・頒布、講演会等の実施等】		
事務・事業の内容		・調査研究の成果等を有効に活用するため、これらの整理・電子データ化を進め、総合的な管理システムの構築等 ・関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうため、全国各地において、講演会等を実施 ・関係者が体験した労苦を伝えることができるよう、いわゆる「語り部」を育成 ・慰霊事業の開催等に対する助成		
国からの財政支出額		823,614の内数	支出予算額	193,751
対19年度当初予算増減額		△25,473の内数	対19年度当初予算増減額	▲ 27,002
官民競争 入札等 (①)	検討	既に可能なものから外部委託を積極的に実施しており、事業の効率的・効果的な実施に努めている。		
	理由	—		
受益者特 定 (②)	受益者特定及び対 価収受の可否	対価収受：無(「今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」事業であるため)		
	受益者負担金 (算定方法、総 計)	—		
	運営コスト (内訳、総計)	—		
	受益者負担金－運 営コスト	—		
	見直し案	—		
他の法人 との一体 的实施 (③)	一体的に実施する 法人等	無		
	内容	—		
	理由	—		
法人内での一体的 实施 (③)	同様の事務事業を 実施している施設	無		
	一体的実施の可否	—		
	内容	—		

	理由	—
事業効果 (事前、事後) (⑤)	実施状況	【記録の作成・頒布】 体験者の手記または聞き取りを採録した『平和の礎』各編や啓発ビデオ等を各年度それぞれ刊行し、全国の国公立の図書館や学校等に頒布している。 その他、平和の礎、戦後強制抑留史、戦後強制抑留関係資料の17,000件余りをデータベース化するとともに、「平和の礎」や「戦後強制抑留史」については、ホームページ上でも公開している（一部を除く）。この結果、中期目標に定められた期間中に総合データベースシステムへ2万件以上の登録を行う、ホームページにより情報を提供する、調査研究成果を出版し、これら出版物等を積極的に活用するとの目標は達成できる見込みである。 【講演会等の実施】 毎回実際の引揚げ等の体験者である著名人や学識者等を招き、本人の実体験を語るとともに当時の内外情勢や背景事情などとともに分かりやすく解説していただき、語っていただくなど工夫を凝らした上で開催し、各事業年度において目標を上回る参加者があった。 また、関係団体への委託により「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を実施しており、中期目標に定める語り継ぐ集いを各事業年度平均15回以上開催するとの目標は達成できる見込みである。また、一部について地方展示会と一体的に開催して経費や人員の節約を図るなど、効率的な運営とするよう工夫している。 さらに、平成15年度より「高校生平和祈念ビデオ制作コンクール」を実施しており、毎回ビデオ制作コンクールの募集範囲の拡大を行い、次世代を担う若い世代に対する関係者の労苦の一層の理解促進が図られている。 【語り部の育成】 平成15年度以降、18年度末までに23人の語り部を育成しており、18年7月から平和祈念展示資料館において、総合語り部が常駐するよう体制を整備し、入館者に積極的に語りかけ、体験者の生の声を伝えることにより理解と感銘を与える工夫と努力を行った。また、平成18年度末までに延べ28校73クラスの小学校に語り部を派遣し、自らの体験談を始め関係者の労苦や平和の尊さについて語り継ぐ事業を実施している。 【催し等への助成】 財団法人全国強制抑留者協会が実施した慰霊事業、日・ロ交流シベリア抑留関係事業に対し助成を行っている。
	見直し案	費用対効果を考慮しつつ、より一層の業務運営の効果的かつ効率的な実施を図る。
	公表状況・公表方法	業務の実績に関する評価調書をホームページ等により公表している。
	見直し案	引き続き、評価調書等をホームページ等により公表するなど、情報公開を徹底する。

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人平和祈念事業特別基金 ＝平成22年9月30日までの間において政令で定める日までに 廃止＝		府省名	総務省
(情報発信・展示・普及・助言等型)				
事務・事業の名称		【書状等の贈呈事業】		
事務・事業の内容		・関係者に対し書状等を贈呈		
国からの財政支出額		823,614の内数	支出予算額	221,717
対19年度当初予算増減額		△25,473の内数	対19年度当初予算増減額	▲ 72,266
官民競争 入札等 (①)	検討	贈呈にあたって軍歴等の審査等を行う必要があり、恩給等の専門的な知識が必要であるため実施しない。		
	理由	－		
受益者特定 (②)	受益者特定及び対 価収受の可否	対価収受：無(「今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」事業であるため)		
	受益者負担金 (算定方法、総 計)	－		
	運営コスト (内訳、総計)	－		
	受益者負担金－運 営コスト	－		
	見直し案	－		
他の法人 との一体的 実施 (③)	一体的に実施する 法人等	無		
	内容	－		
	理由	－		
法人内での一体的 実施 (③)	同様の事務事業を 実施している施設	無		
	一体的実施の可否	－		
	内容	－		
	理由	－		

事業効果 (事前、 事後) (⑤)	実施状況	書状等の贈呈にあたっては、戦後60年余りを過ぎ関係者の高齢化に伴って贈呈件数が年々減少していたが、基金の廃止法により、申請の受付が平成19年3月末までとなったことから、新聞広告等に加え、政府広報の実施、市区町村広報紙（誌）への掲載依頼の強化、また、基金主催の全ての平和祈念展、特別企画展、フォーラム等の会場における相談窓口の設置など、様々な機会を通じて積極的に広報を実施するとともに、請求者からの申請については、迅速かつ着実な処理を行っている。
	見直し案	基金廃止法の成立により、本事業の申請受付は平成19年3月末をもって終了しており、未処分の贈呈事務を終えた時点で廃止する。
	公表状況・公表方法	業務の実績に関する評価調書をホームページ等により公表している。
	見直し案	引き続き、評価調書等をホームページ等により公表するなど、情報公開を徹底する。

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人平和祈念事業特別基金 ＝平成22年9月30日までの間において政令で定める日までに 廃止＝		府省名	総務省	
(情報発信・展示・普及・助言等型)					
事務・事業の名称		【特別記念事業等】			
事務・事業の内容		・関係者本人に対して慰労品を贈呈 ・慰霊碑の建立			
国からの財政支出額		0	支出予算額	6,839,496	
対19年度当初予算増減額		0	対19年度当初予算増減額	▲3,006,974	
官民競争 入札等 (①)	検討	贈呈にあたって軍歴等の審査等を行う必要があり、恩給等の専門的な知識が必要であるため実施しない。			
	理由	－			
受益者特 定 (②)	受益者特定及び対 価収受の可否	対価収受：無(「今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」事業であるため)			
	受益者負担金 (算定方法、総 計)	－			
	運営コスト (内訳、総計)	－			
	受益者負担金－運 営コスト	－			
	見直し案	－			
他の法人 との一体 的实施 (③)	一体的に実施する 法人等	無			
	内容	－			
	理由	－			
法人内での一体的 实施 (③)	同様の事務事業を 実施している施設	無			
	一体的実施の可否	－			
	内容	－			
	理由	－			

事業効果 (事前、 事後) (⑤)	実施状況	基金廃止法の成立により、平成19年4月から開始したものであり、多くの関係者に慰労の品を贈呈できるよう積極的かつ効果的にその周知の徹底に努めるとともに、請求後早期に慰労の品が申請人の手元に届くよう迅速かつ着実な事務処理に努めている。
	見直し案	費用対効果を考慮しつつ、より一層の業務運営の効率化を図り、迅速かつ着実な事務処理体制の確立を図る。
	公表状況・公表方法	平成19年4月から開始したため、評価調書等については、公表していない。
	見直し案	評価調書等をホームページ等により公表するなど、情報公開を徹底する。